

令和3年度 第1回千葉県いじめ対策調査会 会議録

令和3年7月19日(月)  
午後2時から午後3時30分まで  
県教育会館別館3階会議室

出席委員 嶋崎 政男 石川 和之 近藤 一夫 橋野 仁美 小柴 孝子

事務局 教育長 冨塚 昌子 児童生徒課長 榊原 正策  
生徒指導・いじめ対策室長 森 裕嗣 関係課・関係機関担当者他

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 千葉県いじめ対策調査会概要説明  
※生徒指導・いじめ対策室長からの説明
- 4 説明、審議
  - (1) 千葉県のいじめの状況について  
※生徒指導・いじめ対策室長からの説明、その後、質問、審議
  - (2) 県が実施するいじめの防止等のための対策に関する評価について  
※事務局からの説明、その後、質問、審議

会長

これより、説明、審議に入る。

まず、資料1「千葉県のいじめの状況について」生徒指導・いじめ対策室長から説明をお願いします。

生徒指導・いじめ対策室長

※資料の説明

会長

ただいま、事務局からの「千葉県のいじめの状況」についての説明に対して、事前に委員より御質問があったことについて、事務局より回答をお願いします。

生徒指導・いじめ対策室長

○資料1の2いじめの学年別認知件数について、小学校でのいじめ認知件数の増加に係る質問に回答する。

小学校でのいじめ認知件数の増加の1つの理由として、いじめの芽の段階からしっかりと認知していることが考えられる。また、小学校でのアンケート調査の実施における、年4回以上実施した割合について、平成30年度は、40%程度であったものが、令和元年度は44%となっており、年々4回以上アンケートを実施している学校が増えている状況である。アンケート調査の実施回数を増やし、軽微なものまで見逃さずに対応していることが、認知件数の増加の要因の一つになっているところである。

○資料1の3いじめの発見のきっかけについて、すべての校種で「アンケート調査など」で発見される割合が多くなっているが、アンケートの記名について、また、発見後の対応についての質問に回答する。

アンケートの実施方法については、学校独自のものとなっており、記名式・無記名式・記名無記名の選択式のいずれかを選択している。その中でも、記名式をとっているのは、小・中学校に多くなっており、記名無記名の選択式をとっているのは、高等学校に多くなっている傾向がある。

また、発見後のいじめられた児童生徒の対応については、小・中学校では、「学級担任や他の教職員が家庭訪問を実施した」が1番多く、2番目に「スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った」が多くなっている。高等学校では「スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行った」が1番多く、2番目に「別室の提供や常時、職員が付くなどして、心身の安全を確保した」が多くなっている。

○資料1の4いじめられた児童生徒の相談の状況について、子どもの相談対象として、学級担任が7～8割と大変多くなっているが、担任の資質やスキルの向上についての質問に回答する。

資料4の①「教員向けいじめ防止指導・啓発資料集及びいじめ防止啓発リーフレット」等を配付し、いじめ問題を担任等が一人で抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応できるように、活用を促しているところである。また、毎年実施している管理職対象のいじめ防止対策研修会や各種研修会において、いじめ問題を取り上げ、予防や組織的対応についての研修を行っている。さらに、新しい取組として、今年度開催された小中生徒指導推進研究協議会では、スクールロイヤーを講師として、法教育をベースとしたいじめ予防に係る授業のデモンストレーションを行った。市町村立学校の教職員が実際に児童生徒に対して、同様の授業を実施することができるようにしていきたいと考え、行ったものである。

○資料2-1(4)令和2年度中にいじめに関する教職員研修の開催回数について、半数以上の学校が1回の開催であるが、いじめられた児童生徒の相談状況とあわせて考えたときに1回の開催で効果があるのかとの質問に回答する。

学校からの聴き取りによると、臨時休校の長期化により、4月、5月に職員研修を開催することができず、各学校の現状に応じて工夫をしながら、職員会議後等に時間を設定し、教職員研修を実施した等の報告を受けているところである。資料2-2(7)で、いじめの対応における課題を複数回答している学校が多くあることから、

各学校における研修は重要と考えている。回数については、全体での研修、あるいは若手教員中心の研修等工夫して実施することが有効だと考えている。

#### 担当課

○教職員研修を実施していない学校が30%以上あるが、実施していない学校に向けての働きかけについての質問に回答する。

特別支援教育課では、年2回、6月と11月に生徒指導主事連絡協議会を開催し、その中でいじめ防止について情報提供するとともに、グループ協議で各学校の取組について共通理解を図っているところである。また、学校訪問の際に、いじめ防止に関する各学校の取組について確認し、必要な助言等を行っている。今後も、いじめ防止に対して、全校体制で臨む態勢をとるために、連絡協議会での内容の報告をする場を設けたり、職員研修を行ったりするなど、共通理解を図れる場を設けるよう働きかけていきたいと考えている。

#### 生徒指導・いじめ対策室長

○資料2-2(7)いじめ対応について、多くの課題が見られるが、課題解決に向けての方法を検討しているのかとの質問について回答する。

すべての校種で「保護者への対応」が上位となっているところであり、保護者との関係が悪化している学校のケースとしては、学校のいじめ基本方針、指導方針等が、保護者や教職員にきちんと伝わっていないことやいじめ防止対策推進法に則った対応になっていない等、学校の初期対応に課題が多くある。学校は、保護者と初期段階から情報共有による合意形成をしていくことが非常に重要である。課題解決に向けての取組として、管理職や生徒指導担当教員の研修をはじめ、初任者や養護教諭等、関わりの多くなる教職員に向けた研修会で実践的な講義を実施し、法や条例、基本方針に則り、初期段階から丁寧に対応できるように、指導・助言を行っているところである。また、法に照らした教育が行われるよう、スクールロイヤーを活用した取組を行っているところであり、浸透させていきたいと考えているところである。

#### 事務局

事前にいただいた意見・感想等を紹介する。

- ・ いじめの認知件数の増加については、「積極的認知」と了解している。より効果的な対応や今後の施策に反映させていただきたい。
- ・ いじめ対応に係る課題では、加害・被害児童生徒への対応よりも、保護者への対応が一番あげられている。研修の大きな柱と考える。
- ・ いじめ発見のきっかけや相談状況において、担任の果たす役割が大きい。あらためて、スキルアップにつながる研修の重要性を認識している。教職員が、「一人で抱え込まない」ことも大原則である。
- ・ 相変わらず、いじめの態様の一番は、「冷やかしからかい、悪口等」である。きめ細かい認知の成果とも考えるが、相手を思いやり、言葉等の重みを自覚できるような「心の教育」がますます不可欠である。

会長

質問、意見はあるか。

委員（質問）

いじめが起こった後の対応について、担任が家庭訪問をしたり、スクールカウンセラーがカウンセリングをしたりするという回答であるが、これはいじめられた側のお子さんへの対応であると思う。再発防止策として、クラスの中や学校の中で、どのような対応が必要とされているのか。

生徒指導・いじめ対策室長

再発防止に向けての取組が非常に重要であり、担任等が、個別で対応しがちであるが、いじめが発生した学級に対して、全職員で注意したり、呼びかけをしたりする等、学校全体として組織的な対応をしていくことが重要である。加害児童に対しては、特に加害行為について、事実認定をしっかりと行い、保護者の理解や協力を得て、早急に対応していくことを学校に求めているところである。

委員（意見）

組織的な対応をしていく中で、個々の役割をもって対応されているということから理解した。

委員（意見）

GIGAスクール構想により、子どもがタブレットに触る機会が増えた。小学校でもインターネットに接する機会が増え、インターネットに対するハードルが下がってしまった印象がある。資料2-2(6)にある「インターネットを通じて行われるいじめへの対応」に係り、小学校低学年の段階から「インターネットは怖いもの」、「外とつながるものは怖いもの」という認識を持てるよう、今のうちからきちんと学校で指導していただき、インターネットに関わるいじめが起これないことを保護者としては願っている。

生徒指導・いじめ対策室長

小中学校では、一人一台端末を持つという状況が広がってきており、授業等で活用していくことになる。児童生徒課では、情報モラルの教育を推進していくために、文科省の予算を活用し、教職員の研修会に、講師の派遣を積極的に行っている。100校が対象となり、予算要求をしているところである。児童生徒や保護者を対象とした講演の実施については、今年度からオンラインでの実施が可能となっている。

委員（質問）

いじめの発見のきっかけとして、例年アンケート調査が多く、本人からの訴えは多くない。本人にとっては、相談しにくい雰囲気というものがあるのではないかと。本日の資料にある「一人で悩まず相談しよう」ということがなかなか難しい。どのように「一人で悩まず相談しよう」を実現していくのか、その点についての対策として、SNSの活用が一つの方法になると思うが、この他にも何か心がけている

ことはあるか。

#### 生徒指導・いじめ対策室長

とても大きな課題であり、いじめを受けているという子どもは、「いじめられているのは自分の責任である」、「周りに迷惑をかけたくない」、「親に迷惑をかけたくない」という心理が働いてしまうと言われている。学校としてできることは、限られた時間の中で、児童生徒が助けを求めやすいように環境を整えていくことである。SOSの出し方に関する教育をとおして、自殺予防に特化することなく、悩んでいたら、まずは、近くにいる信頼できる大人に相談しようという雰囲気を学校全体で作っていくことである。学校も、相談を受けた教員が一人で抱え込むことで悩んだりするのではなく、学校全体の組織で対応する雰囲気を作っていくように取り組んでいる。

#### 委員（意見）

担任の先生が、日頃から児童生徒に対する挨拶をしたり、声かけを頻繁に実践したりすることで、そこから何か感じられるものがあるのではないかと考えている。日頃から、できることを実践していただきたい。

#### 委員（意見）

SOSを出せない子どもは、おとなしく目立たない子であることが多い。SOSの出し方を教えられ「出しなさい」と言われても、自分からは言い出しにくいだろう。

むしろ、周りの親や先生が、子どもの変化を敏感に察知する力が、とても大切であると思う。しかし、担任の先生がクラス40人を一斉に見ている中で、ひとり一人のおとなしい子どもに、十分に目を掛けるのは、難しいことも承知している。先生方が、敏感に子どものサインに気が付くかどうかは、日ごろの子どもとのコミュニケーションが重要になるのではないだろうか。どんなことでも丁寧に話を聞いて、子どものネガティブな気持ちを先生に話せるという信頼関係を作っていくことで、子どもが自ら微細なサインを出し、それを先生が敏感に察知できるのだと思う。

#### 委員（質問）

資料2-2（7）いじめ対応における課題において、「いじめかどうかの判断」について、高等学校と特別支援学校で50%を超えている。積極的認知ということは、理解しているが、この数字をどのように捉えているか、この課題をどう克服していくか、お聞きしたい。

#### 生徒指導・いじめ対策室長

生徒間トラブルという表現を耳にするが、いじめの認知の定義から考えるとトラブルではなく、双方が嫌な思いをしている。現在は、けんかということではなく、双方とも嫌な思いをしていじめを受けたのだという認識で、双方から聞き取りを行い、対応していくことを学校側に伝えている。若手教員の増加や管理職も若くなり、経験の浅い先生方も多くなってきていることから、対応力の向上が必要だと考えている。

委員（意見）

教職員の研修の充実を図っていただきたい。

会長

それでは、続いて（２）の各事業「１」～「３」の説明を事務局から願います。

事務局

※資料に基づく説明

事務局

事前にいただいている御質問・御意見に対して、事務局から回答させていただきます。

「千葉県いじめ問題対策連絡協議会」や「いじめ防止対策推進事業」について、開催方法を工夫して実施できないかという質問、意見について回答する。

生徒指導・いじめ対策室長

いじめ問題対策連絡協議会は44の団体が出席する条例に基づいた大きな会議で、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止から集合しての会議ができなかった。今年度の本協議会については、集合型での会議ができない場合、オンラインでの開催を検討したが、複数の関係機関・団体において、オンラインでの実施が不可能であり、今年度も昨年度と同様にメールを活用しての意見交換を実施する。今後は、オンラインの環境が整っていない関係機関・団体の参加方法を工夫して、オンラインで意見交換の場を設定できるよう開催方法を検討していく。

事務局

県警本部のスクール・サポーター制度について、対応している職種や人数、また、具体的な方法等を知りたいという意見について県警本部から回答する。

担当課

スクール・サポーター制度は、元警察官等の会計年度任用職員を学校からの要請に基づいて派遣をし、教職員が行う生徒指導活動等への支援や助言をとおして、生徒指導体制の構築、校内秩序の改善、児童生徒の安全確保を図る制度である。

現在、スクール・サポーターの配置人数は、32人。スクール・サポーターの職務は（１）教職員が行う生徒指導活動等についての支援・助言、（２）校内巡回や登下校指導等を通じての生徒指導や非行防止、（３）生徒指導体制構築、校内秩序改善及び他機関との連携に向けた支援・助言、（４）犯罪被害防止等、安全対策に関する支援・助言で、教職員の支援的な役割を担う。

派遣要請については、学校長から警察本部少年課長宛てに派遣要請書を提出する。

## 事務局

教育相談等講師紹介事業について、以前のスクールアドバイザー事業では、県の予算で講師派遣をお願いすることができたが、本事業では講師の紹介のみで、研修予算はどこが持つのかという質問について、子どもと親のサポートセンターから回答する。

## 子どもと親のサポートセンター

平成30年度末をもってスクールアドバイザー事業は廃止され、県の予算で講師を派遣することができなくなった。そのため、現在は、研修にかかわる講師謝金については、講師を依頼した学校等が学校の予算から支払うことになっている。

## 事務局

いじめ防止対策推進事業（スクールカウンセラーの配置）」について、配置の拡大に感謝したい。人材確保に係る地域差は、長年の懸案であるが簡単には解決できない。

小学校でのいじめや不登校の問題が増加している中で、その対応として、スクールカウンセラーの力量や小学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置が喫緊の課題であると考えますが、令和3年度はどのようになっているのかという質問、意見について、児童生徒課から回答する。

## 生徒指導・いじめ対策室長

スクールカウンセラーの人材確保については、募集の際に希望者の少ない地域について周知をすることで、地域格差の解消に努めているところである。また、年間2回の全体・地区別の研修会等においても、集団守秘義務の認識を確認した上で、相談者との信頼関係を配慮し、学校との情報の的確な共有や連携の図り方などの確認を行っている。

令和3年度当初は、小学校への配置は176校で、隔週1回程度、1日6時間程度で実施している。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響下において、小学校における相談・支援のニーズが高まっている状況に対応するため、9月から未配置小学校466校に月1回程度、1日6時間程度の追加配置をする。

スクールソーシャルワーカーは、令和3年度当初は、小中学校18校、高等学校21校、教育事務所5か所、計44か所の配置となっている。

新型コロナウイルス感染症の影響が、子どもたちを取り巻く環境へも拡大し、スクールソーシャルワーカーへの全県的なニーズがさらに高まること予想されるので、機動的で柔軟な支援体制の充実を図るために、9月から各教育事務所に2名ずつ、計10名追加配置することで対応していく。

## 事務局

「道徳教育推進プロジェクト事業」について、今後も効果的・感動的な映像教材及び読み物教材の作成を楽しみにしている。もちろん、これまでの各教材も素晴らしく、成果をあげていると確信している。高等学校においても、学校格差が生じないように、啓発に努めて欲しいという意見をいただいている。

## 会長

それでは、続いて（２）の各事業「４」～「６」の説明を事務局から願います。

## 事務局

※資料に基づく説明

## 事務局

「SNSを活用した相談事業」については、LINEによる相談が４，７９９件あり、大変良い試みであった。このLINE相談の返信は、どのような専門家が対応しているのか。また、緊急を要する場合はどのように対処しているのかという質問について児童生徒課から回答する。

## 生徒指導・いじめ対策室長

臨床心理士等の資格をもったカウンセラーで、SNS相談の経験がある専門の相談員が対応している。いじめ等、引き続き学校での対応が必要な相談において、相談者の氏名や学校名がわかり、本人の了承が得られたものについては、学校に情報提供している。

命に関わる事案などの緊急時については、本人の同意に関わらず警察などの関係機関と個人情報や相談内容を共有し対応することがある。

## 委員（質問）

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを積極的な配置をしていたが、小さい学校には、月に１回か２回しか来ない。月に２回で子どもたちの中に溶け込んで、信頼をして話を聞ける大人として認めてもらえるのか。

## 生徒指導・いじめ対策室長

小学校については、今年度の前半は、２週間に１回を１７６校に配置している。新たに月に１回程度で、全ての小学校に配置する。しかし、それだけの回数ですべてのニーズに答えられるかという疑問には質問のとおりである。まずは、スクールカウンセラー等を活用し、学校の先生方が、相談のスキルを上げ、相談を受ける体制を構築し、先生方もスクールカウンセラーに相談していく形が取れればと考えている。



委員（質問）

スクールカウンセラーが、来年の契約時間を相談したり、学校対応等を研修で学ぶ機会というのはあるのか。

生徒指導・いじめ対策室長

スクールカウンセラーは、県で全体研修会と地区ごとに分かれて行う研修を各1回ずつ年2回実施している。

ソーシャルワーカーは、年7回実施し、養護教諭も含めて、対応を行えるように考えている。

委員（意見）

学校と親以外の頼れる大事な大人となるので、是非活用して、子どもたちの声を聴いてほしいと思っている。

委員（質問）

事業31「ネットパトロール」について、業務委託先として、どういう機関があるのか。また、具体的には、どういう依頼をしているのか。

担当課

ネットパトロールの情報について、他県でも受け負っている専門の業者に委託を始めた。最初は、県で2名の嘱託職員を雇い、一日中画面の検索をしていた。現在は、外部委託に変えたことで、専門業者のノウハウを使って、書き込み等の情報を見つけ出し、幅広く拾うことができるようになっている。

委員（意見）

教員の研修が大事であると感じている。親と子どものサポートセンターへの予算がなくなり、各学校の予算で対応するということが、教育委員会には研修するための予算が他にあるのか。予算があるのであれば、学校だけではなく、地域全体で、先生方が集まって研修をするなどの機会を作っていただきたい。

委員（要望）

コロナ禍の中で学校の教育活動がとても制約を受けている。いじめに対して言えば、心の教育、豊かな人間性の育成がとても大事になってくる。是非とも県教委から各学校に心の教育を後押しするような応援をしていただきたい。

委員（意見）

高校で学ぶ道徳の時間は、とても素晴らしい取組だと思っている。全国に誇れるものであるので、積極的に宣伝して、千葉県素晴らしさをアピールしていただきたい。

6 報告

7 諸連絡

8 閉会